

新潟県病院局管理規程第7号

新潟県病院局企業職員の特殊勤務手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年3月28日

新潟県病院局事業管理者 山崎 理

新潟県病院局企業職員の特殊勤務手当に関する規程の一部を改正する規程

新潟県病院局企業職員の特殊勤務手当に関する規程（平成12年新潟県病院局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「削除条等」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除条等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">(短時間勤務職員に支給される特殊勤務手当の額の特例)</p> <p>第11条 <u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項の規定により採用された職員又は育児休業法第18条第1項若しくは地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定により採用された職員</u>に支給される月額の特務手当の額は、当該特殊勤務手当の額を定める規定による特殊勤務手当の額に一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第4号。以下「一般職員勤務時間条例」という。）第3条第3項若しくは第4項の規定により定められたその者の勤務時間を一般職員勤務時間条例第3条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、<u>育児休業法第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員</u>に支給される月額の特務手当の額は、その額に一般職員勤務時間条例第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を一般職員勤務時間条例第3条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、それぞれ乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～7 （略）</p>	<p style="text-align: center;">(再任用短時間勤務職員に支給される特殊勤務手当の額の特例)</p> <p>第11条 <u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員</u>に支給される月額の特務手当の額は、当該特殊勤務手当の額を定める規定による特殊勤務手当の額に一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第4号。以下「一般職員勤務時間条例」という。）第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を一般職員勤務時間条例第3条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～7 （略）</p> <p style="text-align: center;">(応援診療手当の特例)</p> <p>8 <u>職員が、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第4号）第9条第1項に規定する正規の勤務時間中に市町村が施設（新潟県病院局組織規程第4条に規定する施設をいう。）以外で実施する新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する業務に従事したときは、第6条及び特殊勤務手当に関する規則（平成12年人事委員会規則第6-224号）第40条の規定にかかわらず、特殊勤務手当として応援診療手当を支給する。</u></p> <p>9 <u>前項の手当の額は、次のとおりとする。</u></p>

職員の区分	手当の額
医 師	業務に従事した日1日につき 35,000円（3時間に満たない場合 にあつては、13,000円）
看護師	業務に従事した日1日につき8,000 円（3時間に満たない場合にあつ ては、3,000円）

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
（暫定再任用短時間勤務職員に関する経過措置）
- 2 職員の定年等に関する条例の一部を改正する等の条例（令和4年条例第31号）附則第5条第1項に規定する暫定再任用短時間勤務職員は、法第22条の4第1項の規定により採用された職員とみなして、改正後の新潟県病院局企業職員の特殊勤務手当に関する規程第11条の規定を適用する。